

令和7年度

宜野座村通所介護事業所事業計画書

自：令和7年4月 1日

至：令和8年3月31日

1. 基本方針
2. 年間営業日と登録者数
3. 事業の主な内容
4. 勉強会
5. 各種療法の実施
6. その他
7. 各種研修会の実施
8. サービスにあたっての留意事項
9. 日課表
10. 行事予定表
11. 職場内・外研修計画
12. 手工芸計画

社会福祉法人 宜野座村社会福祉協議会

1. 基本方針

事業所の通所介護・通所型独自サービス従事者は、要介護状態等の心身の特性を踏まえて、その利用者が可能な限りその居宅において、その有する能力に応じて自立した日常生活を営むことが出来るよう、さらに利用者の社会的孤独感の解消及び心身機能の維持並びにその家族の身体的、精神的負担の軽減を図るために、必要な日常生活上の支援及び機能回復訓練等の介護その他必要な援助を行う。

事業の実施にあたっては、関係市町村、地域の保健・医療・福祉サービスの綿密な連携を図り、総合的なサービス提供に努めるものとする。

2. 年間営業日と登録者数

	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	合計
営業日	26	27	25	27	26	26	27	25	27	24	24	26	310

[利用者数]

(介護保険事業)

松田区	14人	宜野座区	11人	惣慶区	12人	
福山区	1人	漢那区	7人	城原区	0人	
					合計	45人

(介護予防・日常生活支援総合事業)

松田区	4人	宜野座区	2人	惣慶区	0人	
福山区	0人	漢那区	3人	城原区	0人	
					合計	9人

3. 事業の主な内容

(1) 基本サービス

デイサービス室において健康チェック、日常生活指導や個別機能訓練などを行い、利用者の健康維持・管理に努める。

また、手工芸品作りや園芸などの軽作業を取り入れ、共同作業を通じて利用者間の相互の親睦とグループワークの育成を促進し、利用者の健康と潤いのある余生づくりに寄与する。

(2) 送迎サービス

自宅からデイサービスセンター迄専用車にて送迎サービスを行う。

(3) 食事サービス

- ① 利用者の昼食時間を 11 時 50 分～12 時 50 分とし、デイサービスホールにて一同に会食を行う。
- ② 予め、利用者の食生活の嗜好調査を行い地域の行事食や季節料理などを研究する。
- ③ 利用者の食生活の変化と栄養バランスを図るため、減塩、カロリー等に十分配慮し残食等に傾注して調理する。
- ④ 集団生活の場において食中毒や感染予防などの管理に徹して安全な食生活の運用を図る。(食事前の手洗い・消毒の実施、随時窓の開閉による空気入れ替えを実施する。)
- ⑤ 利用者の状況に応じて、個々の食べやすい調理方法を工夫し、食欲を高める。

(4) 入浴サービス

利用者の入浴介助サービスについては、入浴希望の方、自力では十分に洗身・洗髪ができない方や全介助の方に対して安心して入浴ができるように細心の注意をはらっていく。

- ① 入浴前後の検温、血圧、脈拍のチェック。
- ② 浴室や湯の温度の設定。
- ③ 路面・壁面、装具等の安全管理。

(5) 相談援助サービス

ご利用者の日常生活上での相談やご家族からの介護についての質問やアドバイス等を行う。

(6) 機能訓練サービス

ご利用者が可能な限り居宅において、その有する能力に応じて自立した生活ができるよう機能訓練等を行う。

1 日常生活動作訓練

家庭において日常生活に必要な基礎的な「食べる・排泄する・入浴する・着替える」等の応用動作を繰り返し行い、自律心の向上と心身機能の維持向上を図る。

2 個別機能訓練

基本的な日常生活動作訓練の回復を図る為(立ち上がり・平行棒・階段昇降訓練・滑車運動・エアロバイク)等を行い、歩行バランスの保持と下肢

筋力の増強に努める。また、定期的な体力測定を実施し訓練計画の評価修正を行い、自立した日常生活を営むことが出来るよう体力維持、向上を図る。

(7) 緊急時・事故発生時・非常災害時の対応について

- 1 通所介護・通所型独自サービスを実施中に利用者の身体等に急変その他緊急事態が生じた場合には必要に応じて臨時応急の手当てを行うと共に速やかに家族や主治医等へ連絡を行い必要な措置を講じ管理者へ報告しなければならない。
又、利用日以外でも体調不良で連絡があった場合には努めて看護師を派遣するなど訪問サービスの強化促進を図る。(病院受診又は健康チェック等)寝たきりで車椅子移動の方の病院受診はリフト車で送迎協力を行なう。
- 2 通所介護・通所型独自サービスを実施中にサービスの提供により事故が発生した場合には、速やかに市町村、ご家族に連絡すると共に必要な措置を講じ、又、事故状況等の記録等から事故再発防止のための対策を検討し、実際の業務で実施する。サービス提供により、賠償すべき事故が発生した場合は損害賠償を速やかに行う。
- 3 通所介護・通所型独自サービスの提供時に天災、その他、災害が発生した場合、従事者は利用者の避難等の適切な措置を講じます。非常災害時に備え、少なくとも年に一回は、避難、救出その他必要な訓練を行う。

4. 勉強会

(ア)助言指導

利用者が自ら生きがいをもち、日常生活並びに団体活動内容が豊かになり、各々が余生を楽しく過ごしていけるための一つの手立てとして講師を招いて講演会を開催するなどライフサイクルの助言指導にあたる。

(イ)趣味、教養等の養成

日常生活指導の中で利用者のニーズに沿って教育娯楽・レクリエーション活動等・趣味を組み入れて相互の親睦と日常生活の活性化を図る。

- | | | |
|-----------|----------|------|
| ①グラウンドゴルフ | ②室内ボウリング | ③輪投げ |
| ④パターゴルフ | ⑤パチンコゲーム | ⑥玉入れ |
| ⑦囲碁・将棋 | ⑧書道 | ⑨手芸 |
| ⑩野菜づくり | ⑪その他 | |

5. 各種療法の実施

- 1) 運動療法
個別機能訓練・集団体操・ストレッチ体操
室内外のゲーム・レクリエーション・健康器具の活用
- 2) 音楽療法
カラオケ・琉球民謡・童謡・歌謡曲・琉球舞踊
- 3) 学習療法
脳トレの実施（書写・読みかき・計算ドリル・間違い探し・塗り絵等）を繰り返し行い、脳の活性化に務める。
- 4) 手工芸・趣味
教養活動
共通の課題を有する複数の利用者からなる生活上の支援を通して、利用者の趣味や関心のある事を上手く引き出し、生活意欲の向上によって健康づくりの増進に繋げることが狙いである。{粘土・花紙工作（グループ合作にて季節の風物詩の作成）他、各作品作り（ブレスレット。お守り・コサージュ・ストラップ・キーホルダー・巾着袋・帽子・コースター・食器洗い用レース）等を実施する。

6. その他

1) ボランティア受け入れ

社会とのつながりや地域との交流を深めるため学生や児童、一般ボランティアの受け入れを前向きに取り組む。民謡や舞踊、演奏等の協力を受け、利用者の気分転換を図り楽しいひとときを提供する。

2) 広報活動

デイサービス便り「ていんさぐぬ花」を毎月作成し、利用者とその家族やケアマネージャーに配布し、当事業所の情報提供を行う。

3) サービス向上

利用者アンケートの実施により利用者や家族の意向等を踏まえ、サービスの提供内容の改善・向上を図っていく。

7. 各種研修の実施

常勤及び非常勤の全ての新人及び現任の従業者を対象とする通所介護に関する研修・勉強会を実施する。

- 1) 倫理及び法令遵守に関する研修会
- 2) プライバシー保護の取り組みに関する研修会
- 3) 身体拘束排除・高齢者虐待防止の為の取り組みに関する研修会
- 4) 現場の従事者と幹部従事者が参加する業務改善の為の研修会
- 5) サービスの情報に関する情報共有についての研修会
- 6) 事故の発生予防又はその再発の防止に関する研修会
- 7) 事故の発生緊急時の対応に関する研修会
- 8) 非常災害時の対応、避難、救出等に関する訓練及び研修会
- 9) 感染症及び食中毒の発生の予防及びまん延の防止に関する研修会
- 10) 通所介護サービスに関する研修会
(通所介護の質についての自己評価・サービス内容の検討等)
- 11) 認知症・認知症ケアに関する研修会
- 12) 介護予防・日常生活支援総合事業に関する研修会
- 13) 個人情報保護に関する研修会
- 14) マナー・接遇に関する研修会
- 15) 介護技術(入浴介助等)に関する研修会
- 16) ハラスメント対策に関する研修会
- 17) その他

※ 上記は順不同であり、時期については随時実施する。

8. サービスにあたっての留意事項

- 1 健康状態に異常がある場合は、その旨、従業者（職員）へお知らせ下さい。
- 2 管理者及び従業者による安全管理上の指示に従って下さい。
- 3 施設内の設備・備品(機能訓練設備等)利用の際には必ず職員へお知らせ下さい。
- 4 非常災害時は、避難方法等の指示に従う等ご協力下さい。
- 5 介護支援専門員と良く相談し、介護サービスの利用目的を明確にした上でご利用下さい。

9 日 課 表

8 : 2 0	送迎準備、湯茶準備、テーブル座席の配置及び消毒 職員ミーティング
8 : 3 0	送迎（利用者迎え）体温測定・健康状態及び服薬確認の声かけ
9 : 1 5	デイ到着：バイタルチェック（血圧・体温・脈拍）お茶・水分補給、談話、食事摂取確認、 お茶（談話）持参薬の確認・投薬準備、 体重測定の実施（毎月／1回、第1週目）
1 0 : 1 5	うちなあぐちラジオ体操、手工芸・趣味教養活動・脳トレの実施、 個別機能訓練、レクリエーションの実施・入浴支援(対象者)
1 1 : 2 0	室内活動終了、口腔機能向上体操、トイレ誘導及び介助
1 1 : 5 0	昼食、食事介助（対象者）
1 2 : 2 0	トイレ誘導・トイレ介助、口腔ケア、休養、雑談、趣味活動
1 3 : 2 0	午睡後のトイレ誘導及び介助～、お茶提供（水分補給）
1 4 : 0 0	バイタルの再チェック
1 4 : 1 5	全体レク・ゲーム（ボウリング・パチンコ・パターゴルフ・ポケットボール・輪投げ・玉入れ）等を行う ※日々のレクリエーションの中で利用者の誕生日を祝う
1 5 : 0 0	手指消毒、おやつ
1 5 : 1 5	歌・カラオケ・踊り
1 6 : 3 0	送迎（利用者送り）家族へ申し送り
1 7 : 0 0	各種日誌の記入（個別日誌・業務日誌・看護日誌）明日の準備、 （※シーツ交換／週1回）
1 7 : 2 0	職員ミーティング（一日の反省）
1 7 : 3 0	業務終了

10 令和7年度年間行事予定表

4月	こいのぼり会
5月	ミニミニ運動会
6月	おやつ作り
7月	七夕まつり（カラオケ大会・スイカ割）
8月	7月遊びぬ集い
9月	ショッピング
10月	宜野座村祭り見学
11月	松田小学校・漢那小学校との交流会
12月	3 幼稚園児とのクリスマスふれ合い交流会 クリスマス会
1月	新春記念撮影・お花見ドライブ
2月	感謝の集い
3月	かじまや一祝い

※ 毎月レクリエーション活動の中で誕生日会

※ ふれあいレク交流 村内保育所、幼稚園、小・中学生及び他施設の利用者、一般ボランティア等との交流会（一年を通して随時行う）

※ 小中学校のボランティア体験・高校生のインターンシップ（就業体験）大学・専門学生の体験実習・教職員（初任者・10年経験者）研修を受け入れている。

※ 新規ご利用者の見学及び体験受け入れ（年間随時受け入れ可能）

11 令和7年度職場内・外研修計画

- 4月 新年度の事業方針・訓示
論理及び法令遵守に関する研修
- 5月 マナー・接遇についての研修
- 6月 感染症・食中毒予防及び蔓延防止のための研修（1）
- 7月 認知症及び認知症ケアに関する研修
- 8月 緊急時・非常災害時の対応に関する研修
- 9月 事故対応・防止や再発防止に関する研修
- 10月 介護技術（入浴介助等）に関する研修
- 11月 非常災害時の訓練（BCP計画）
- 12月 感染症・食中毒予防及び蔓延防止に関する研修（2）
- 1月 身体拘束排除・高齢者虐待防止に関する研修
- 2月 ハラスメント対策に関する研修
- 3月 プライバシー保護に関する研修

12 令和7年度年間手工芸計画

- | | |
|-----|----------------|
| 4月 | 鯉のぼり作り（ペイント） |
| 5月 | 壁面用 花木づくり |
| 6月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 7月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 8月 | 村まつりに向けての作品作り |
| 9月 | 木の実アート |
| 10月 | クリスマス作品作り |
| 11月 | 来年の壁面貼り絵 |
| 12月 | 来年の干支の（馬）壁画づくり |
| 1月 | 獅子舞作り |
| 2月 | ひな祭り作品作り |
| 3月 | 花のリース作り |